

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく
長崎県建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る事務処理要領

平成29年4月1日 制定

令和3年4月1日 改正

令和6年4月1日 改正

令和7年4月1日 改正

(趣旨)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し、法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この要領は、長崎県知事及び各振興局長（以下「知事等」という。）が法第三章第一節に規定する所管行政庁として行う法の施行に関して適用する。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定)

第3条 法第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする者は、省令第3条第1項に規定する様式第1による計画書の正本及び副本各1通に、同項に定める図書を添えて知事等に提出するものとする。

(基準適合命令)

第4条 法第13条の規定による建築主に対する基準適合命令は、知事等が必要と認めるときに「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第1項の規定による基準適合命令書」（別記第1号様式）により行う。

(報告の徴収)

第5条 法第15条第1項の規定による報告の徴収は、知事等が必要と認めるときに、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項の規定による報告を求める旨の通知書」（別記第2号様式）により行う。

2 建築主等は、前項により知事等から報告を求められた場合、「状況報告書」（別記第3号様式）正本及び副本各1通を知事等に提出するものとする。

(軽微な変更説明書)

第6条 建築主は、建築基準法第7条第4項又は第7条の2第1項による建築主事の完了検査を申請する際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更（省令第5条の規定による軽微な変更に限る。）があった場合は、完了検査申請書の第三面の別紙として「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書」（別記第4号様式）及び当該変更に係る図書を添付するものとする。

(軽微変更該当証明書)

第7条 前条の建築主事の完了検査を申請しようとする者で、規則第13条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を知事等に求める者は、知事等に「軽微変更該当証明申請書」(別記第5号様式)を提出し、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による軽微変更該当証明書」(別記第6号様式)の交付を受けることができる。

(省エネ基準工事監理報告書)

第8条 建築主は、第6条の建築主事の完了検査を申請しようとする際、完了検査申請書に工事監理者の氏名の記載がある「省エネ基準工事監理報告書」(別記第7号様式)を添付するものとする。

(審査の委託)

第9条 知事等は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る技術的審査を委託することができる。

(知事等以外の者の指示による申請書等の補正)

第10条 前条の規定により知事等が技術的審査を委託した場合において、当該委託をした後に、計画書、又はその添付書類に関して補正を要する事項が明らかとなった場合は、知事等は、当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により行わせることができる。

(計画等の取り下げ)

第11条 建築主は、法第11条第1項若しくは第2項若しくは法第12条第2項若しくは第3項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画又は第9条第1項の規定により提出した軽微変更該当証明申請書を取り下げるときは、「取り下げ届」(別記第8号様式)の正本及び副本を知事等に届け出なければならない。

2 知事等は、前項の取り下げ届を受理した場合は、取り下げ届の副本及び取り下げの表示をした申請書類の副本を建築主に返還するものとする。

(その他)

第12条 前条までの規定により難しい場合は、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

<用語の解説>

建築物省エネ法 (以下、法)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)
省エネ性能	法第 2 条第 1 項第 2 号のエネルギー消費性能
省エネ基準	法第 2 条第 1 項第 3 号で定める建築物エネルギー消費性能基準
基準省令	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号)
BEI	設計一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量を除く。) で除したものの
建築物エネルギー消費性能確保計画	法第 11 条第 1 項特定建築行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画
新築	建築物の存しない土地の部分 (更地) に建築物を造ることなど増築、改築及び移転のいずれにも該当しないものをいう。
改築	建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続いて、これと用途、規模及び構造の著しく異ならないものを造ることをいい、増築、大規模の修繕等に該当しないものをいう。
増築	1 つの敷地内にある既存の建築物の延べ面積を増加させること (床面積を追加すること) をいう。建築物省エネ法では別棟で造る場合は、同一敷地内であっても新築として扱うこととする。
特定建築行為	法第 11 条第 1 項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物 (建築基準法第 6 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる建築物に該当するものを除く) の建築行為
要確認特定建築行為	特定建築行為であって、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を要するもの
登録省エネ判定機関	法第 14 条第 1 項の「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」
登録省エネ評価機関	法第 17 条第 1 項の「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」
所管行政庁	法第 2 条第 5 号の「所管行政庁」
建築主事	建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の「建築主事」
指定確認検査機関	建築基準法第 77 条の 21 第 1 項の「指定確認検査機関」
モデル建物法	基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める計算方法
標準入力法	基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イに定める計算方法で、建築物に設ける全ての室単位で床面積や設置設備機器等の入力を行う方法をいう。
主要室入力法	基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イに定める計算方法で、建物用途に応じた主要な室に係る設置設備機器等のみの入力を行う方法をいう。
標準計算法	基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ (1) および同号ロ (1) に定める計算方法
仕様基準	基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ (2) および同号ロ (2) に基づき国土交通大臣が定める基準 (住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 [平成 28 年 1 月 29 日号外国土交通省告示第 266 号])
仕様・計算併用法	次の①及び②の評価方法 ①住宅部分の外皮性能を仕様基準により評価し、一次エネルギー消費量を、住宅版プログラムを用いて算定 (基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ (1) の基準により評価) すること ②住宅部分の外皮性能を基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ (1) の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準により評価すること

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第1項の規定による
基準適合命令書

建築主 様

所管行政庁

〇〇振興局長

印

下記の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第13条第1項の規定により、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じます。

記

1. 建築物エネルギー消費性能確保計画（変更）の提出年月日

年 月 日

2. 建築主の氏名

3. 建築物の名称及び所在地

4. 命ずる措置

5. 回答の期限

（教示）

- 1 この処分に対して不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〇〇第 号
年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項の規定による
報告を求める旨の通知書

建築主等 様

所管行政庁
〇〇振興局長 印

下記建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の規定により、報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、同法の規定により罰せられることがありますので申し添えます。

記

1. 建築物エネルギー消費性能確保計画（変更）の提出年月日
年 月 日
2. 建築主等の氏名
3. 建築物の名称及び所在地
4. 報告を求める内容
5. 報告の期限

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

第3号様式（第5条関係）

状況報告書

年 月 日

所管行政庁
〇〇振興局長 様

報告者住所
氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の規定により、報告の求めのあった下記建築物の状況について、長崎県建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る事務処理要領第5条の規定に基づき、以下のとおり報告します。

記

1. 建築物エネルギー消費性能確保計画（変更）の提出年月日
年 月 日
2. 建築物の名称及び所在地
3. 建築主等の氏名
4. 報告の内容

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

- 注意 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 「4. 報告の内容」は別紙とすることができます。

第 4 号様式（第 6 条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（非住宅）

（第一面）

年 月 日

所管行政庁長
〇〇振興局長 様

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 省エネ適合判定年月 日・番号	
(4) 変更の内容	
☐ A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
(5) 備 考	
(注意) 1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

(第二面)

[A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更]

・変更内容は、□チェックに該当する事項となる ☐ ① 建築物の高さ又は外周長の減少 ☐ ② 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少 ☐ ③ 空気調和設備等の効率の向上又は損失の低下となる変更（制御方法等の変更を含む） ☐ ④ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設 ☐ その他 （ ）
・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第三面)

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

・変更前の BEI = () ≤ () × 0.9	
・変更となる設備の概要	
☐ 空気調和設備 変更内容記入欄	
☐ 機械換気設備 変更内容記入欄	
☐ 照明設備 変更内容記入欄	
☐ 給湯設備 変更内容記入欄	
☐ 太陽光発電 変更内容記入欄	
・添付図書等	
(注意) 変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

(第三面 別紙)

[空氣調和設備關係]

次に掲げる（イ）、（ロ）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
（イ）外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加 かつ窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加
外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加の確認 変更内容 ☐ 断熱材種類 ☐ 断熱材厚み 変更する方位 ☐ 全方位 ☐ 一部方位のみ（方位 ） 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加
変更内容 ☐ ガラス種類 ☐ ブラインドの有無 変更する方位 ☐ 全方位 ☐ 一部方位のみ（方位 ） 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
（ロ）熱源機器の平均効率について 10%を超えない低下
平均熱源効率（冷房平均 COP） 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %
平均熱源効率（暖房平均 COP） 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %

(第三面 別紙)

[機械換気設備関係]

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（イ）、（ロ）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
（イ）送風機の電動機出力について 10%を超えない増加
室用途（ ） 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
室用途（ ） 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
（ロ）計算対象床面積について 5%を超えない増加（室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ）
室用途（ 駐 車 場 ） 変更前・変更後の床面積 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
室用途（ 厨 房 ） 変更前・変更後の床面積 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

(第三面 別紙)

[照明設備関係]

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（イ）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
（イ）単位床面積あたりの照明器具の消費電力について 10%を超えない増加
室用途（ ） 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
室用途（ ） 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
室用途（ ） 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
室用途（ ） 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

(第三面 別紙)

[給湯設備関係]

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる（イ）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
（イ）給湯機器の平均効率について 10%を超えない低下
湯の使用用途（ 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %
湯の使用用途（ 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %
湯の使用用途（ 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %

(第三面 別紙)

[太陽光発電関係]

下表掲げる（イ）、（ロ）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。	
（イ）太陽電池アレイのシステム容量について 2%を超えない減少	
変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量	
変更前	システム容量の合計値（ ）
変更後	システム容量の合計値（ ）
変更前・変更後のシステム容量減少率（ ） %	
（ロ）パネル方位角について 30 度を超えない変更かつ傾斜角について 10 度を超えない変更	
パネル番号（ ）	
パネル方位角	☐ 30 度を超えない変更 （ ） 度変更
パネル傾斜角	☐ 10 度を超えない変更 （ ） 度変更
パネル番号（ ）	
パネル方位角	☐ 30 度を超えない変更 （ ） 度変更
パネル傾斜角	☐ 10 度を超えない変更 （ ） 度変更

第4号様式（第6条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算）

（第一面）

年 月 日

所管行政庁長
〇〇振興局長 様

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	
(4) 変更の内容	
☐ A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
(5) 備 考	
(注意) 1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

(第二面)

[A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更]

・変更内容は、□チェックに該当する事項となる
次の①から④に該当する変更 ☐ ①外皮の各部位の熱貫流率もしくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）、または開口部面積が増加しない変更 ☐ ②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更 ☐ ③空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。） ☐ ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第三面)

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

・変更前の BEI = () ≤ 0.9 ・変更内容は、①または②に該当する変更となる
☐ ① 床面積 主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ 10% を超えない増減
・変更前の U_A 値 = () ≤ () × 0.9、 変更前の η_{AC} 値 = () ≤ () × 0.9
☐ ② 外皮に係る変更で以下のいずれか ☐ 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の 1/200 を超えない変更 ☐ 変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能もしくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更 ☐ 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 ☐ 基礎断熱の基礎形状等の変更
・上記 ☐ チェックについて具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

第4号様式（第6条関係）

建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書（住宅・仕様基準）

（第一面）

年 月 日

建築主事 様

申請者氏名

申請に係る住宅の建築物エネルギー消費性能基準への適合について、建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 住宅の名称	
(2) 住宅の所在地	
(3) 確認済証交付年月日・番号	
(4) 軽微な変更の内容	
☐ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更	
☐ 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更	
(5) 備考	
(注意)	受付欄
1. この説明書は、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（以下「仕様基準」という。）」を用いた住宅の完了検査申請の際に、申請に係る住宅に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。	
2. (4) 変更の内容において、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更」にチェックした場合には第二面に、「一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更」にチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。	
3. 仕様基準に定める仕様に該当しない変更を行う場合、別途所管行政庁あるいは登録省エネ適合性判定機関による省エネ適合性判定が必要となりますのでご注意ください。	

(第二面)

【 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更 】

・変更内容は、□チェックに該当する事項となる
☐ 断熱構造とする部分の変更 ☐ 外皮の断熱性能等の変更 ☐ 開口部の断熱性能等の変更 ☐ その他 ()
・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第二面)

【 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更 】

・ 変更内容は、 ☐ チェックに該当する事項となる	
☐ 暖房設備 変更内容記入欄	()
☐ 冷房設備 変更内容記入欄	()
☐ 全般換気設備 変更内容記入欄	()
☐ 照明設備 変更内容記入欄	()
☐ 給湯設備 変更内容記入欄	()
・ 添付図書等	
(注意) 変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

所管行政庁長
〇〇振興局長 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 号
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 令和 年 月 日
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号 欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

第6号様式（第7条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による
軽微変更該当証明書

建築主 様

第 号
令和 年 月 日

所管行政庁
〇〇振興局長 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 令和 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

省エネ基準工事監理報告書（仕様基準）

所管行政庁
〇〇振興局長 様

年 月 日

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

物件概要

建 築 主	
工 事 名 称	
敷 地 の 地 名 地 番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項 目	報 告 事 項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認 結果
1. 外皮	① 断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 窓の仕様、設置状況（付属部材や底の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 暖房設備	① 暖房方式		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 暖房設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 冷房設備	① 冷房方式		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 冷房設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 換気設備	① 換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 照明設備	① 非居室の照明設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 給湯設備	① 給湯設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

[注意]

1. 本様式は、「住宅仕様基準」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。

2. 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。

3. 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。

4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。

A:目視による立会確認 B:計測等による立会い確認 C:施工計画書等・試験成績書等による確認

省エネ基準工事監理報告書（標準計算）

所管行政庁
〇〇振興局長 様

年 月 日

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

物件概要

建 築 主	
工 事 名 称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項 目	報 告 事 項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認 結果
1. 基本情報	① 建て方、居室の構成等		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計、吹抜け等）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 外皮	① 熱的境界となる部位、面積		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 熱的境界となる屋根、外壁等の部位の仕様、熱貫流率		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 窓の仕様、設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 基礎断熱部の基礎の形状、範囲等		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 暖房設備	① 暖房方式、暖房設備機器の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 暖房設備機器の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 暖房設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 冷房設備	① 冷房方式、冷房設備機器の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 冷房設備機器の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 冷房設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 換気設備	① 換気方式、換気設備の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 換気設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 給湯設備	① 給湯設備の有無、熱源機の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯設備機器の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ ふろ機能、給湯配管、水栓、浴槽の仕様等		A・B・C ・ ・	適・不適
7. 照明設備	① 主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類、制御等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項 目	報 告 事 項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認 結果
8. 太陽光発電設備	① パワーコンディショナの定格負荷効率		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 太陽電池アレイの種類、容量		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ パネルの設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
9. 太陽熱利用設備	① 太陽熱利用設備の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 液体集熱式太陽熱利用設備の種類、品番		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 空気集熱式太陽熱利用設備の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
10. コージェネレーション設備	① コージェネレーション機器の品番、種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 逆潮流の有無		A・B・C ・ ・	適・不適

〔注意〕

1. 本様式は、「標準計算法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
2. 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
3. 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法）

所管行政庁
〇〇振興局長 様

年 月 日

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者

物件概要

建 築 主	
工 事 名 称	
敷 地 の 地 名 地 番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項 目	報 告 事 項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 空調調設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 予熱時外気取り入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 二次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑥ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 換気設備	① 換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 送風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 照明設備	① 建物用途に応じた室の照明器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 各種制御の設置状況 【在室検知制御・明るさ制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御】		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 給湯設備	① 建物用途に応じた使用用途の熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 昇降機設備	① 昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
7. 太陽光発電設備	① 太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
8. コージェネレーション設備	① コージェネレーション設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

【注意】

1. 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。

2. 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。

3. 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。

4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。

A：目視による立会確認 B：計測等による立会い確認 C：施工計画書等・試験成績書等による確認

省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法（小規模版））

所管行政庁
〇〇振興局長 様

年 月 日

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

物件概要

建 築 主	
工 事 名 称	
敷 地 の 地 名 地 番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項 目	報 告 事 項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 外壁、屋根の断熱仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況（ブラインド、庇の有無を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 空気調和設備	① 熱源機器の種類、台数、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 全熱交換器の自動換気切替機能の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 予熱時外気取り入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 換気設備	① 建物用途に応じた室の換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 送風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 照明設備	① 建物用途に応じた室の照明器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 省エネ制御等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 給湯設備	① 建物用途に応じた使用用途の熱源機器の種類、仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 節湯器具の種類、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 太陽光発電設備	① 太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

【注意】

1. 本様式は、「モデル建物法（小規模版）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。

2. 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。

3. 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第 1 条第 1 項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。

4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。

A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

省エネ基準工事監理報告書（標準入力法）

所管行政庁
〇〇振興局長 様

年 月 日

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者

物件概要

建 築 主	
工 事 名 称	
敷 地 の 地 名 地 番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項 目	報 告 事 項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 外壁等を構成している建材・塗料等の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 空調調和設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 冷暖同時供給の有無		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 蓄熱システムの仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 2次ポンプの仕様（流量制御方式を含む）、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑥ 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑦ 2次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑧ 空調機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑨ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑩ 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑪ 外気冷房制御の有無		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑫ 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑬ 全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 換気設備	① 換気設備（換気代替空調機を含む）の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 換気設備に係る各種制御（換気代替空調機を含む）の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 照明設備	① 照明器具の消費電力、台数および取付状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 各種制御の設置状況 【在室検知制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 給湯設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 太陽熱利用設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
7. 太陽光発電設備	① 太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② パワーコンディショナの仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
8. コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の仕様、排熱利用先		A・B・C ・ ・	適・不適

【注意】

1. 本様式は、「標準入力法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
2. 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
3. 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
- A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

第 8 号様式（第 1 1 条関係）

取り下げ届

年 月 日

所管行政庁

〇〇振興局長 様

届出者住所

氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）により提出した下記計画等を取り下げるので、長崎県建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る事務処理要領第 11 条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 取り下げる計画等の種別

☐法第 11 条第 1 項の計画

☐法第 11 条第 2 項の計画

☐法第 12 条第 2 項の計画

☐法第 12 条第 3 項の計画

☐施行規則第 13 条の規定に基づく軽微変更該当証明申請

2. 提出（申請）年月日

年 月 日

3. 建築物の名称及び所在地

4. 取り下げの理由

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

注意 1 ※の欄には、記入しないでください。

2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3 この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。